

富岡町議会全員協議会日程

日 時：令和4年3月2日

時 間：原子力特別委員会終了後

富岡町役場 全員協議会室

開 議 午後1時00分

出席議員（10名）

議長	高橋 実君	1番	堀本 典明君
2番	佐藤 教宏君	3番	佐藤 啓憲君
4番	渡辺 正道君	5番	高野 匠美君
6番	遠藤 一善君	7番	安藤 正純君
8番	宇佐神 幸一君	9番	渡辺 三男君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町長	山本 育男君
副町長	高野 剛君
教育長	岩崎 秀一君
総務課長	林 紀夫君
企画課長	原 田徳仁君
税務課長	志 賀智秀君
住民課長	猪狩 力君
生活環境課長	黒澤 真也君
産業振興課長	坂 本隆広君
参考事務課長兼 都市整備課長	竹原 信也君
主幹課長兼企画 佐課長補佐	田 村 剛君
税務課課長補佐	篠 田 明弘君
生活環境課長兼 保健課長補佐	大 舘 衆司君

産業振興課 課長補佐	大森研一君
産業振興課 課長補佐兼農業振興係長	畠山信也君
住民生活支援係 課長	大和田侑希君

職務のための出席者

議事会事務局長	小林元一
議庶務係主査	黒木裕希

説明のため出席した者

＜内閣府＞

内閣府原子力災害現地対策本部副本部長	辻本圭助君
内閣府原子力災害現地対策本部総括・広報班長	黒田浩司君
内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官	野口康成君

＜環境省 福島地方環境事務所＞

環境省福島地方環境事務所所長	秦康之君
環境省福島地方環境事務所次長	庄子真憲君
環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長	須賀義徳君
環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課専門官	篠崎さえか君
環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課課長	彦坂早紀君

環境省福島地方
環境事務所環境
再生・廃棄物
対策部廃棄物対
策課最終処分場
管理室室長

大 友 宏 君

環境省福島地方
環境事務所環境
再生・廃棄物
対策部仮置場
対策課課長

澤 邦 之 君

環境省福島地方
環境事務所中間
貯蔵部輸送課
課長

杉 浩 行 君

環境省福島地方
環境事務所中間
貯蔵部輸送課
専門官

矢 吹 清 美 君

環境省福島地方
環境事務所中間
貯蔵部輸送課
富岡分室支所長

井 原 和 彦 君

<福島県>

福島県避難地域
振興局避難地域
復興課総括主幹
兼副課長

松 浦 晃 君

福島県避難地域
振興局避難地域
復興課副主査

宗 片 慎 也 君

付議事件

1. 除染解体工事及び中間貯蔵施設への輸送並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況について
2. 特定復興再生拠点区域におけるふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊について
3. 国道6号以東（帰還困難区域）の土地利用の考え方について
4. 農業用施設整備の進捗状況について
5. 町税の特例等に関する条例について

その他

開 会 (午後 1時00分)

○議長（高橋 実君） 皆さん、こんにちは。ただいまより富岡町議会全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席は全員であります。説明のための出席者はお手元に配付した名簿のとおり、内閣府原子力災害現地対策本部、辻本副本部長をはじめ、環境省福島地方環境事務所、秦所長、福島県避難地域復興課、松浦総括主幹兼副課長及び各担当の皆さん並びに町長、副町長、教育長、そのほか関係課長であります。職務のための出席者は、議会事務局職員であります。

付議事件に入る前に、町長より全員協議会招集内容の説明とご挨拶をいただきたいと思います。

町長。

○町長（山本育男君） 議員の皆様には引き続き全員協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、内閣府原子力災害現地対策本部の辻本副本部長をはじめ、国、福島県関係機関の皆様にもお忙しい中ご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

本日の全員協議会の案件は、環境省から除染解体工事及び中間貯蔵施設への輸送並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況についての説明を受けるとともに、町からは令和5年春の避難指示解除を目指し調整を進めております富岡町特定復興再生拠点区域におけるふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊についての1件、帰還困難区域全体の再生に向けた土地利用の考え方に関する説明といたしまして、国道6号以東（帰還困難区域）の地域利用の考え方についての1件、施設整備に関する説明といたしまして農業用施設整備の進捗状況についての1件、3月定例会への提出を予定しております町税の特例等に関する条例についての1件であります。

それぞれの案件につきまして、詳しくは担当課長より説明させますが、環境省からの説明案件も含め、本町の復興再生を進める上で重要な案件でありますので、議員の皆様の忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

次に、内閣府の辻本副本部長、環境省の秦所長、福島県の松浦総括主幹兼副課長からそれぞれご挨拶をいただきたいと思います。

初めに、辻本副本部長よりお願いします。

辻本副本部長。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（辻本圭助君） 現地対策本部の辻本でございます。先日につきまして、富岡町議会全協の場に参画させていただきまして、誠にありがとうございます。

本日、先日の除染の議論に加えまして、先ほど町長からお話をございましたとおり、準備宿泊についてが付議をいただいていると承知をしております。議員の先生方のご指摘を踏まえながら、準備宿泊を含めまして特定復興再生拠点の復興をどう進めていくのかという点についてしっかりと検討させていただきながら、町長以下、町の執行部の皆様方とよくよく相談しながら前に進めていけるような、そういうことを我々自身がしっかりと受け止める時間にさせていただければと思います。

本日はよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 次に、秦所長よりお願ひします。

○環境省福島地方環境事務所所長（秦 康之君） 環境事務所の秦でございます。日頃より皆様方におかれましては当事務所の環境再生事業にご理解、ご協力を賜っておりますこと、改めて御礼を申し上げます。

本日は、除染解体工事、それから中間貯蔵施設への輸送、仮置場の原状回復、特定廃棄物の埋立て処分事業の進捗等につきまして、各般にわたりご報告をさせていただきます。今後予定されております準備宿泊、そして避難指示解除に向かまして、事務所を挙げて全力で対応してまいる所存でございます。引き続き、皆様方のご指導方よろしくお願ひを申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

次に、松浦総括主幹兼副課長よりお願ひします。

○福島県避難地域振興局避難地域復興課統括主幹兼副課長（松浦 晃君） 県避難地域復興課の松浦です。本日は、県議会を開会ということで、局長・課長の出席はかなわず、そちらについてはご容赦をお願いいたします。県といたしましては、来年春の避難指示解除に向かまして富岡町の皆さんとともに力を合わせながら、さらなる復興に向けた環境整備にしっかりと取り組んでまいりたいと思っておりますので、本日はご審議をよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

次に、各自名簿順に所属と名前のみのご紹介をお願いしますということなのですけれども、今回はかなりの人員いますので、この分は割愛させていただきますので、よろしくお願ひします。

それでは、早速付議事件に入ります。付議事件1、除染解体工事及び中間貯蔵施設への輸送並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況についての説明をお願いします。

説明は着席のままで結構です。

初めに、資料1、環境再生課、須賀課長からお願ひします。

須賀課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須賀義徳君） 福島地方環境事務所環境再生課長の須賀でございます。本日はよろしくお願ひします。

それでは、早速ではありますが、資料を御覧いただければと思います。除染解体工事及び中間貯蔵施設への輸送並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況についてと書かれた資料でございます。めくっていただきまして、最初に除染解体工事の関係でございます。先日、2月18日に全員協議会でご説明させていただいた部分ございますので、そこからの更新の関係を中心にご説明させていただければと思います。

1ページ、特定復興再生拠点区域の除染・解体のスケジュールでございます。スケジュールにつきましては変更ございません。引き続き、特定復興再生拠点内の除染を最優先で進めてまいりたいと思

っております。ただ、一番最後の点を御覧いただければと思います。この点更新させていただいております。外縁除染につきましては、現在、外縁除染全体で同意が8割弱というような状況でございます。除染同意の取得状況を踏まえまして、面拠点外縁、それから松ノ前墓地外縁から、西から東に向けて段階的に除染を進めていきたいと考えております。

ページをめくっていただきまして、2ページでございます。解体の状況でございます。こちらにつきましては、数字が若干更新させていただいております。解体申請数が2月18日の時点から2件増えています。846件となっております。また、解体完了件数につきましても2件増加しまして、751件となっております。拠点その4工事では72件解体が完了していまして、大型案件などの早期の解体が必要な4件につきましては工事中、または準備中というところでございます。残りのものにつきましても、書類が整ったものから次期工事の施行を予定しております。

続きまして、3ページを御覧ください。除染の状況でございます。避難指示解除済みの区域につきましては、町による線量率測定結果等を踏まえまして、個別のホットスポット解消に向けて取り組んでおります。その下、特定復興再生拠点区域除染工事進捗状況でございます。こちらも数字が、除染済み面積のところの一番下、全体が293ヘクタールから294ヘクタールということで、1ヘクタール増加しております。そのほか、数字の変更はございません。こちら四捨五入の関係で、この部分だけ数字が更新されております。そのほか、一番下の注釈につきましても数字が更新されております。除染が実施できない土地につきましては15.8ヘクタールということで、少し縮小しております。その4工事施行中につきましては、3.0ヘクタールとなっております。

続きまして、4ページを御覧ください。同意取得率でございます。こちらも数字が少し更新あります、同意を取得した方につきまして2名ほど増加しまして、現在1,483名となっております。この関係で取得率も0.6%増加しまして、97.6%となっております。一番下にございますけれども、住民の帰還予定のある画地周辺を優先して、引き続き速やかに同意取得を目指してまいりたいと思います。

続きまして、5ページでございます。空間線量率でございます。こちらのグラフにつきましては、変更はございません。ただ、前回の2月18日の全員協議会でご指摘を踏まえまして、次ページが、6ページ以降線量率のヒストグラムということで、各地目ごとに空間線量率、どういったところに分布しているかというものをつけるとともに、ご指摘いただきました最大値、最小値を右側の四角の中に記載しております。宅地につきましては、最大値が2.89マイクロシーベルト、最小値が0.11マイクロシーベルトとなっております。また、同じように農地が7ページ、最大値2.62マイクロシーベルト、最小値0.15マイクロシーベルト、そのほかさらにめくっていただきますと森林が最大値3.71マイクロシーベルト、最小値0.29マイクロシーベルトとなっております。また、9ページに、道路でございますけれども、同様に最大値3.24マイクロシーベルト、最小値0.10マイクロシーベルトとなっております。また、最後は10ページに全地目の平均ということで記載させております。

あと、グラフの中に中央値ということで数字記載しておりますが、これまで通常平均値を用いてお

りますが、そのデータを小さいほうから順に並べていったときに中央に来る値ということで、中央値も参考にさせていただいております。2マイクロシーベルト以上を超えるような地点ございますが、地目、例えば宅地であっても植栽があったりとか、あるいは森林の際ですとか、道路であれば側溝等ございます。そういう場所の線量高い点につきましては、フォローアップ除染ということで速やかに線量低減に向けて取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、11ページでございます。今後の除染の考え方ということで、大きく2つまとめさせていただいております。未除染画地、特に同意が取れている画地につきまして、宅地、それから農地、森林、道路とございますが、次期工事において速やかに全ての関係人に再度連絡を行いたいと考えております。前回の全協でも関係人への連絡が滞っているのではないかというご指摘もありましたので、まず速やかに関係人全ての方に再度連絡を行いたいと思います。また、連絡に当たって早期除染の必要性が伝わるように丁寧に説明を行いたいと。こちらもご指摘あった点ですので、しっかり進めてまいりたいと思います。そのような連絡を行いまして、個別の事情を踏まえながら、避難指示解除までにできる限り除染を着手ということで理解を得まして、実際工事へ入りたいと考えております。

大きく下半分にフォローアップについてまとめさせていただいております。住民の帰還予定を踏まえまして、宅地、それからその周辺画地においてまず優先的にフォローアップを実施したいと考えております。また、先ほども空間線量率のグラフございましたが、森林については特に線量率が高いということで、平たんで施行が可能な森林につきまして、表土剥ぎ取り等の追加対策を実施してまいります。また、道路についても同様に植栽帯ですとか側溝等にホットスポットがございますので、フォローアップを順次実施してまいりたいと考えております。その他の地目につきましても、事後モニタリング結果等を踏まえまして、順次フォローアップを実施してまいります。

ページをめくっていただきまして、12ページでございます。こちらは、これまでおつけしております位置図になりますので、説明を省略させていただきます。

それから、13ページでございます。前回ご指摘いただきました粉じんの対策等について、除染解体工事における安全対策等ということでまとめさせていただきました。共通仕様書、それから特記仕様書、また受注者の技術提案書等に基づきまして安全対策や周辺環境保全を実施しております。今後は地域の方々の往来も増えることから、これらの取組をさらに徹底してまいりたいと思います。幾つかの例ということで、写真等をつけさせていただいております。防じんネットによる養生ですとか散水、それから工事車両の誘導等、例をつけさせていただきました。引き続き、徹底してまいりたいと考えております。

除染解体関係につきましては以上になります。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

次に、資料2、輸送課、杉課長より。

杉課長。

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課課長（杉 浩行君） 令和3年度の中間貯蔵施設への輸送状況ということで、資料14ページ目でございます。今年度の輸送、おおむね搬入完了を目指すということで、下に輸送量、総車両数を記載してございます。おおむね順調に進んでおりまして、年度内におおむね搬入できる予定でございます。なお、黄色枠で富岡町内の輸送状況も示してございます。予定数量、令和3年度の予定量が37万5,000m³ということに対しまして33万9,604m³ということで、これにつきましても順調に推移しているという状況でございます。

続きまして、15ページ目でございます。令和3年度の輸送実績ということで、各月ごとに棒グラフで示してございます。前年度の実績が緑棒グラフ、それと今年度がオレンジ色ということでございます。昨年度と比べまして輸送量全体が少なく推移してございますが、おおむね順調に推移しております、昨年と同様に3月をめどに終息していく予定でございます。

続きまして、16ページ目でございます。仮置場の場所と地図、仮置場名と地図をおつけしてございます。それぞれの仮置場に既に輸送を終了している仮置場もございます。輸送中の仮置場につきましても、今年度中に輸送を完了するという予定でございます。ただし、引き続き拠点からの除染の輸送も進めていくということでございます。

続きまして、17ページ目でございます。これ令和3年度の輸送ルートを、右手に青の実線で今年度の輸送ルートを示してございます。富岡町内での輸送のルートということでございます。

続きまして、18ページ目でございます。令和4年度の輸送の予定でございます。令和4年度の富岡町の輸送予定量につきましては、2万2,000m³ということでございます。これにつきましても、拠点地域からの発生土量、この輸送を予定しているということでございます。下に輸送に当たりましてこの3つの仮置場、深谷1、深谷3、深谷国有林仮置場、この3つの仮置場を利用させていただきまして輸送を進めたいと考えております。

続きまして、19ページ目でございます。来年度の輸送ルートを示してございます。令和3年度と異なる部分が、この青実線で示しています国道6号、楢葉町から国道6号を通って大熊に輸送が予定されていると。楢葉町からため池除染の関係で約600袋ぐらいの輸送、期間にして2週間程度の輸送が予定されているということで、今回この6号を使わせていただきたいと考えております。

最後に、20ページ目に参考で令和4年度の中間貯蔵施設の事業方針というものを載せてございます。来年度につきましては、特定復興再生拠点区域の輸送が主となるということでございます。

私からの説明は以上でございます。

○議長（高橋 実君） 次に、資料3、仮置場対策課、澤課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課課長（澤 邦之君） それでは、私、仮置場対策課長、澤から21ページに基づきまして仮置場の原状回復及び返地計画についてご説明申し上げます。

まず、図がついておりますが、現在、令和3年度の仮置場復旧等工事におきまして、青色の枠の中、

予定どおり工事が進められております。内容としましては、前回にもお伝えしたとおりですが、仮置場で使っておりましたシート類の撤去、それと遮蔽土のうの破袋、それと土砂の搬入等を行っているというところでございます。令和4年度につきましては、この地区の跡地利用を踏まえまして、復旧工事が着手可能になったところから順次進めているところでございます。1点、予定どおりにちょっとうまくいかなかった仮置場が深谷2というところでございます。この地区の仮置場につきましては、地盤がぬかるんでいるところから、思うような工事が進められておりません。令和4年度以降、工事の復旧の在り方を含めて考えたいと思っております。なお、復興再生拠点を含む松ノ前西地区、図面で「松ノ前（西）」と書いてあるところ、この地区の原状回復及び返地の進め方は、引き続き富岡町と協議をさせていただきながら、除染含めて復旧の在り方、検討して進めてまいりたいと思っているところでございます。

簡単ですが、以上でございます。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

次に、資料4、廃棄物対策課、彦坂課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課課長（彦坂早紀君） それでは、特定廃棄物の埋立処分事業の状況等についてご説明させていただきます。

22ページ目を御覧ください。輸送・埋立の実績についてでございます。事業の進捗について、搬入量でございますが、表の一番右側、令和3年度、令和4年1月末時点で、1月は3,565袋、累計で21万2,677袋となってございます。埋立処分施設全体の推移でございますが、右下の写真、現在、令和4年2月初旬の状況を写真でお示ししてございます。現在、土壌堤10段目まで施行されているところでございます。

23ページ目を御覧ください。埋立実績と埋立計画についてでございます。特定廃棄物の埋立て期間は埋立て開始から約6年間の計画とさせていただいてございまして、その約6年間、令和5年度までの特定廃棄物等の埋立ては約30万袋を計画してございます。令和2年度末には約57%の埋立てが完了したところでございます。特定廃棄物の埋立て完了後も、双葉郡8町村の生活ごみについては引き続き約4年間の埋立てをさせていただく予定でございます。下のグラフでございますが、埋立処分施設には青色の角形フレキシブルコンテナ、セメント固化したものと、それ以外の不燃物や焼却灰など赤色の地盤改良用収納容器に封入して埋立てを行っております。このような、令和5年度まで約30万袋、それぞれ10万袋、20万袋の計画としてございます。

24ページ目を御覧ください。埋立処分施設の環境モニタリングの結果でございます。代表的なものでございますが、資料の左下、モニタリング調査実績でございます。アの敷地境界における空間線量率については、搬入開始から減少傾向にございまして、異常は確認されてございません。また、右側イの施設下流域の河川水中の放射能濃度でございますが、こちらも平成29年7月から17回の水質検査を行っておりまして、全て検出下限値未満であることを確認しております。

25ページ目を御覧ください。令和3年度、4年度の特定廃棄物の輸送についてでございます。特定廃棄物について、令和3年度は年間で約5万袋を輸送予定でございます。令和4年1月時点で4万2,046袋搬入してございます。令和4年度は、令和3年度と同様、約5万袋を輸送する予定でございます。輸送車両が集中する国道6号における輸送台数は、約1日当たり最大で65台程度しております。富岡町の中からの搬出については、令和3年から4年度中を中途におおむね輸送を完了する予定でございます。深谷国有林内の施設から約7,000袋、令和3年度に約2,800袋、令和4年度に約4,200袋の予定でございます。双葉郡8町村の生活ごみについては、令和3年度は年間で1,200袋程度輸送予定でございます。令和4年1月時点で1,034袋を輸送してございます。令和4年度は、年間で約1,000袋を輸送予定でございます。右側に輸送ルートをお示ししてございますが、こちらはこれまでの輸送ルートを引き続き使用させていただく予定でございます。

26ページ目を御覧ください。リプルンふくしまのトピックスでございます。特定廃棄物埋立情報館リプルンふくしまの来館者数は、おかげさまで令和4年2月20日時点で5万7,457名のお客様をお迎えいたしました。引き続き、新型コロナウィルス感染防止対策を図りながら、地域に根差した様々な活動を行ってまいります。冬のイベントといたしまして、12月の25日から1月10日までの期間、冬のイベントを開催いたしまして、富岡町内から多くの方にご参加いただきました。花瓶作りですとか、プログラミング体験などのイベントを実施いたしました。また、一番最後でございますが、福島県新型コロナウィルス感染症非常事態宣言が現在発令されてございます。そのため、感染拡大防止のため、2月1日から3月6日に予定していたイベントは全て中止とさせていただいております。

27ページ目を御覧ください。2月18日の全員協議会の際に、片づけごみやリフォームごみ等についてご指摘をいただきましたので、環境省の行っております取組を資料にてご説明をさせていただきます。まず、特定復興再生拠点区域内の片づけごみ回収でございますが、現在環境省が回収を行っております。27ページ目の表、枠内でございますが、広報とみおかを通じまして、定期的にごみの出し方についてのお知らせをさせていただいております。ごみの出し方で、「一般家庭（個人）の片付けごみ等」と書いてあるところですが、①番で、帰還困難区域内に設置されている最寄りのごみステーションに可燃、不燃、瓶、缶の4種類に分別して、透明または半透明の袋に入れていただくことを書いております。また、②番でございますが、特定復興再生拠点区域においては個別回収も行っております。こちらは、環境省からフレコンバッグをお配りいたしまして、そちらに入れていただくようお願いをしてございます。令和4年度の回収予定でございますけれども、ステーション回収については令和3年度3月末まで行っております。令和4年度につきましても、現在、業務公告中ではございますが、これまで2週間に1度隔週で巡回回収を行ってきているところでございまして、引き続き4月中旬から隔週で巡回回収できるように準備を進めてまいります。また、戸別訪問回収につきましても、4月1日から受付を開始いたしまして、回収を4月中旬からできるように準備を進めてまいります。

28ページ目を御覧ください。リフォームごみなどの事業者のごみについてでございます。事業者の

ごみ、いわゆる事業系の廃棄物でございますが、こちらは環境省回収の対象外となります、8,000ベクレルを超えるものについては指定廃棄物として環境省が回収、処理を行ってまいります。指定廃棄物の申請については、放射能濃度測定も含めまして事業者の皆様に行っていただく必要がございますが、環境省において現場での放射能濃度測定方法の助言ですとか、あとは参考値としての表面線量率測定などを引き続き行ってまいります。また、8,000ベクレル以下であっても、高線量などの理由により処理先が見つからないといった実態があるというところも承知してございます。こうした事案につきまして個別に環境省にご相談していただき、環境省としても処理業者のマッチング支援など、処理業者が引き受けいただけるような取組を引き続き行ってまいりたいと考えております。また、下に表で書かせていただいておりますが、一般家庭から出る片づけごみにつきましては、27ページでご説明申し上げましたとおり、環境省で回収しております。こちらは放射能濃度、表面線量にかかわらず、全てのごみを回収いたします。事業系のごみにつきましては、こちらは事業者の方に処理を行っていただくことが原則となっているのですけれども、8,000ベクレルを超える廃棄物については環境省が回収を行います。

資料の説明は以上でございます。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

一応1から4まで説明が終わりましたので、これより質疑を行いますが、1ページから順に追っていきますので。1ページで質問ある方。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 2ページ、3ページ。ありませんか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） フォローアップなのですけれども、モニタリングのところと関係するのですけれども、フォローアップのためにするモニタリングの状況というのは、特定復興のところに対してはいつぐらいにその結果を渡してもらえるのでしょうか。今月中ぐらいにはできるのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 須賀課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須賀義徳君） 事後モニタリングにつきましては、今年度モニタリング、既に完了しております、1事案についてはちょっと線量が高いことが見つかったので、すぐに対応して送付遅れていますが、それ以外につきましては全て送付まで完了しております。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） そうしますと、送られてきたところで、多分家の人にいろいろ違うと思うのですけれども、そういうところで家の人が納得いかない部分のホットスポットがあった場合には、それは環境省に連絡をして、話をしてということで、居住に向けて進めていっていいということになるのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 須賀課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須賀義徳君） 結果の報告の際に連絡先も記載しております、お問合せいただければ測定を再度したり、細かく気になるところを測定したり、ここで除染をやれば下がるというところが見つかれば除染を検討して実施したいとしております。

○議長（高橋 実君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 4、5ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 6、7ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 8、9ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 10、11ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 12、13ページ。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） 13ページ、工事についての安全対策ということで、前回も出たことに対して実行していただいているありがとうございます。ただ、これからまた再度工事が始まるまでの間、基本的にまだその場所が現実ちょっと危険な場所とか、またいろんな飛散するような状況が出るような場所について、その工事の間というのですかね、これは環境省の持分としてももちろんガードマン配置とか、ポールを立てるとか、そういうのをやっていただけるのかどうか、ちょっとその点を聞きたいのです。

○議長（高橋 実君） 須賀課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須賀義徳君） 現在、その4工事が行われております。工期につきましては、工期の延長を含めて今検討をしておりまして、例年のケースでいいますと、うまく工事がラップするような形になっております。次期のその5工事も今公告、発注手続中ですので、うまく工事がつながるように、工事が引き継がれるようにしたいと考えております。

以上になります。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。くれぐれも、基本的に安全性を考えているのであれば、そういうことも踏まえた安全性をやっていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 14ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 15、16ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 17、18ページ。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 輸送ルートで、環境省で危なくないように一方通行にしているところが何か所があると思うのですけれども、同意取得が始まって、いろんな形で進んでいるので、住民の人が今までよりもちょっと家に戻る回数が増えている方もいらっしゃるのです。そのときに、我々はもう当たり前のように、当然一方通行という意識はないので、強引に止められると言うと語弊があるのですけれども、やはりちょっと結構長い距離を一方通行にしているみたいなので、ぱっと止められて、向こうから一方通行でダンプカーの輸送が来ているとその間ずっと道路で止められるのですけれども、入り口でね、逆方向に向かって行こうとすると、その辺がやっぱりいろいろ、説明があまりないので。ガードマンから。ガードマンにしてみれば一方通行は当たり前なのですけれども、ただ住民にとっては当たり前ではないので、その辺少し住民の人にきちんと話しかするか、擦れ違えるところをどこかもう一か所、長いところは考えるかしていただけると非常にありがたいなと思うのですけれども。

○議長（高橋 実君） これは輸送課のページだけれども、解体除染とかのやつもかなりあるから、総括して。誰答弁してくれます。

庄子次長。

○環境省福島地方環境事務所次長（庄子真憲君） ご指摘ありがとうございます。今議長からお話をございましたように、除染解体の工事の車両もございます。それから、仮置場から中間貯蔵施設に搬出をする車両もございますし、あるいは特定廃棄物を輸送します車両もございます。議員ご指摘のとおり、立入り制限が緩和となり、準備宿泊も始まるという中で、町民の皆さんに行き来する機会も多くなりますので、町民の皆さんのご迷惑にならないように受注者に対して私どもも指導し、必要な説明、あるいはその車両の通し方など、対応について検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 庄子次長からの今の話を聞いて、関係する課長は現場で今みたいなこと絶対ないようにちゃんと元請業者にお話しくださいね。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） よろしくお願ひします。今私言ったのは、こちらばかり、特定復興ではなくて、今この輸送ルートに入っているところも解体の同意が始まって結構の人数、先ほどもオーケーも

らっていますよね。全ての人が何も要らないという状態で壊すわけではないのです。やはりまだ残してあるもののいろんなことで、入る回数が若干増えているのです。そのときに長い一方通行がありますよねという話をしたのです。その一方通行のところというのは、入ってこようとして止められるのです。車がずっといると。その説明をするだけの人数がいないということです。もう誘導で精いっぱいになってしまふので。その辺もちょっと考えていただきたいと思います。

○議長（高橋 実君） 庄子次長。

○環境省福島地方環境事務所次長（庄子真憲君） 言葉足らずで申し訳ございませんでした。解除済み区域も含めまして、町民の皆さんのがいらっしゃる機会が多くなるということで、特に長い道路を一方通行の扱いにさせていただく際に町民の皆さんにきちんと状況をお伝えし、ご負担にならないような対応を考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7、8ページありますか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 解除済み区域で一方通行の道路というのはあるのですか。私はないと思っているのですけれども。

○議長（高橋 実君） 国策ではないのではない。

輸送課長。

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課課長（杉 浩行君） 今いただいたご意見踏まえまして、現場にも周知していきたいと思います。

今、一方通行がないのではないかという話だったかと思うのですが、実際あるみたいなので、そこは……

〔何事か言う人あり〕

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課課長（杉 浩行君） 困難区域でそういう部分があるということで、一応ご指摘のとおり対応していきたいと思います。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 分かりました。困難区域は、前から交通の混乱を招かないように一方通行、結構あります。それはもう当然のことだと思っていますし、解除済みもあるのかなと思ったら解除済みは多分ないと思うのです。そういう中で、あるとすれば多分舗装工事とかの片側交互通行とかだと思いますので、今の答弁で理解しました。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） ほかにありませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 19、20ページ。

3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。19ページ目の令和4年度の輸送ルートということなのですけれども、一応予定のところで波倉から6号線に行くという道路なのですが、実際はなるべく住民の方とは、交通量が少ないところを選んだほうがいいのかなと思うのですけれども、ちょっと時期的にはっきりしたことは私も分からぬのですが、浜街道が恐らく今年度末か来年度ぐらいに開通するのかなということもありまして、そういった交通量の検討とともにされていればご回答をお願いしたいと思うのですけれども。

○議長（高橋 実君） 輸送課長、杉さん。

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課課長（杉 浩行君） ありがとうございます。時期的には輸送、夏頃を予定しております、台数も1日10台から20台ぐらいではないかなと想定しております。ですので、今の国道の容量から見ればそんなに大きな負担にならないのではないかと想定しております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） では、21ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 22ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 23、24ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 25、26ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 27、28ページ。ありませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 28ページなのですけれども、一般家庭ごみと事業者のごみと、こう2つに分かれてくるのだけれども、こういうものは一般家庭ごみだよとしてもらったほうが分かりやすいかなと。例えばテレビ、冷蔵庫、洗濯機とか、そういったものは家庭ごみかなとは思うのだけれども、リフォームごみというのはこういうものだよとしないと、エアコンはどっちかなとか、室外機はどっちかなとか、やはり迷うところあると思うのです。粗大ごみというか、袋に入るごみではないので。これは業者だよ、これは持ち主だよと、ちょっとあやふやな部分あるので、その辺はきっちり分かりやすくしてもらったらどうかなと思うのですが、その辺どうでしょうか。

○議長（高橋 実君） 彦坂課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課課長（彦坂早紀君） 今のご指摘

いただいた点については、分かりやすく申し上げますと個人の方が、住民の方が自らごみを出されたいという場合は、一般家庭（住民）の片づけごみという分類でお願いいたします。リフォームなどで、業者さんに頼んで、その業者さんが工事をして出したごみについては事業者のそのリフォームごみという扱いでご判断いただきたいと思いますが、もしどちらか分からぬという場合はちょっと現場に環境省職員が確認させていただいて、そこでどういった出し方をしていただくかということは個別にご相談させていただければと思っております。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 文章を読んだり今の回答で大体意味は分かるのだけれども、結局リフォーム業者にお願いするとなれば住民に負担がかかるわけだ。経済的な負担。だけれども、例えばテレビでも冷蔵庫でも洗濯機でも、これは持ち主、所有者の人が出したのだということになれば、それは家庭ごみとして、袋に入るようなものではないから、扱えるのですかということ。今環境省が目の前にいるわけだから、環境省の職員に尋ねてくださいではなくて、ここにいる環境省の人はどう判断するのですかという質問です。

○議長（高橋 実君） 彦坂課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課課長（彦坂早紀君） フレコンに入らないようなエアコンですか冷蔵庫など、そういった場合は、どういった回収方法ができるかというところも含めて、やはりちょっとどういったごみなのかというところを一つ一つ現場を見させていただきながら判断させていただきたいと思っております。

○議長（高橋 実君） 庄子次長。

○環境省福島地方環境事務所次長（庄子真憲君） 先ほど彦坂からお答え申し上げましたように、一般のご家庭から排出されます、出されるごみにつきましては、片づけごみということで、環境省で回収をいたします。その中には、今ご指摘ございましたテレビであるとか洗濯機、エアコンにつきましてもご自宅からお出しになるごみにつきましては片づけごみということで、環境省で回収をいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） ごみのステーションの回収なのですけれども、今後、令和4年度になって準備宿泊が始まると生ごみの類いも出てくるようになると思うのですけれども、皆さんご存じのとおり、カラスとかいろんな含めて、幾ら網がかかっていても全てのステーションが金網の箱ではないので、結構、1週間も置いておくとやられてしまうのです。その辺はどうお考えですか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 先ほど環境省からの説明で、ステーション回収は隔週だということでございましたが、我々としてもステーションをしっかり確認をさせて、巡回をさせていただいて、

そういうところがあれば随時回収をしていただくよう関係者に申入れをいたしたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件1、除染解体工事及び中間貯蔵施設への輸送並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況についてを終わります。

ここで説明者の入替えのため、暫時休議します。

休 議 (午後 1時51分)

再 開 (午後 1時58分)

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、付議事件2、特定復興再生拠点区域におけるふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊についての説明を企画課長に求めます。

企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） お疲れさまでございます。説明いたす前ではございますが、令和4年1月26日の立入り規制緩和につきましては議員各位のご理解をいただきましたこと、誠にありがとうございます。本日は、避難指示解除に向け、立入り規制緩和の次の段階として、準備宿泊の開始日を提案させていただきますので、よろしくお願ひいたします。資料は、2-1と2-2の2種類となっております。なお、2-2につきましては、参考資料として提示をさせていただきますので、説明は割愛させていただきます。

それでは、着座にて説明させていただきます。資料2-1、3ページを御覧いただきたいと思います。改めてでございますが、準備宿泊は避難指示が解除された場合にふるさとでの生活を円滑に再開する準備作業のため、特例的に宿泊を認める制度であり、町内でも平成28年度に実施いたしました。立入り規制緩和後の動きとしましては、事業再開に関する相談や清掃等で使用する水道の供給時期の問合せなどを受けており、復興に向けた雰囲気も変化していると感じております。町としては、令和5年春頃の避難指示解除を目指す約1年前の今、準備宿泊を通じた課題抽出とその課題を解決していく時期と考えており、町民の皆様にとっては長期にわたる宿泊機会を活用し、清掃や修繕、事業所等の再開に向けた準備をしやすくなる時期と考えております。また、富岡町除染検証委員会からは、生活環境の回復はおおむねなされているが、継続的に住民の放射線に対する不安を払拭する必要があると、準備宿泊の実施に関する中間報告を受けました。これらを踏まえ、町としましては、放射線量の低減やインフラ等の整備状況を踏まえて総合的に判断し、準備宿泊を開始することができると考え、

令和4年4月11日から避難指示解除までの準備宿泊を提案させていただきたいと思います。なお、さきの中間報告のとおり、引き続き放射線に関する不安を払拭する取組等を進めるとともに、避難指示解除の時期については、議会をはじめ町政懇談会等でご意見をいただき、改めて協議いたしますので、本日は準備宿泊の開始についてご意見等をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、4ページを御覧いただきたいと思います。準備宿泊の対象範囲などを記載いたしました。準備宿泊の対象範囲は、特定復興再生拠点区域です。対象者は3,553人、1,431世帯であります。また、参考として、3月1日現在の住民票登録者数及び準備宿泊のための上下水道使用に関する意向調査の結果を掲載しましたので、ご確認いただければと思います。

次に、5ページを御覧いただきたいと思います。ここでは、除染の進捗率、空間線量率の推移をまとめました。着色の部分が2月10日現在の実施率等になっておりまして、除染の進捗率は92%、事後モニタリングの速報値は全地目で時間当たり0.60マイクロシーベルトとなっております。なお、前回、前々回でしょうか、議会から避難指示解除前の準備宿泊をやったときにどのくらいだったかということをお尋ねされたと思いましたので、参考までに参考3として避難指示解除済み地域における準備宿泊時の状態を掲載させていただきました。

また、6ページでございますが、参考4として令和3年7月20日時点における無人ヘリサーバイ速報結果を掲載させていただいておりますので、ご確認いただきたいと思います。

次に、7ページ、準備宿泊希望者宅周辺の空間線量率測定結果を御覧いただきたいと思います。除染終了後における事後モニタリング結果は令和4年1月に個別通知しておりまして、個々に宿泊の実施について検討していただくことになりますが、町の取組として宿泊を希望する方々の敷地境界周辺の線量測定を実施しました。準備宿泊希望者52世帯のうち、自宅等が確認できない箇所などを除く40か所を測定した結果は右表のとおりであります、平均で時間当たり0.58マイクロシーベルト、最小値が0.24マイクロシーベルト、最大で2.02マイクロシーベルトとなっております。この最大値の箇所でございますが、敷地周辺の水路という部分がありましたので、そこにつきましては環境省と情報を共有し、速やかなフォローアップ除染を求めているところであります。また、修繕が必要などによりまして宿泊環境が整っていない場合の対応としましては、東京電力との調整が済んでおりますので、町内の宿泊先をご案内したいと考えてございます。

続きまして、8ページ、インフラ・生活関連サービスの復旧状況を御覧いただきたいと思います。2月28日時点での上下水道復旧率は95.7%、下水道復旧率は100%となりました。上水道の復旧につきましては、12月開催の全員協議会で未復旧3か所と説明いたしました。その後、2か所の復旧が完了し、残る1か所についても夏頃までには復旧する予定であります。また、上水道供給受付開始につきましては、4月中旬以降から、そして4月上旬から何とかできないものかと調整しましたが、このたび調整がつきまして、3月22日から実施するという形になりました。

9ページ及び10ページには、2月末時点における上水道復旧状況や道路の舗装工事進捗状況を掲載

いたしましたので、後ほど御覧いただきたいと思います。

次に、11ページ、防犯・防火等を御覧いただきたいと思います。立入り規制緩和の設定に関する協議をした際に問われました防犯、防火対策につきましては、夜の森駐在所のパトロール拠点としての再開、警察、消防、消防団の合同による地域防犯出動式と巡回パトロール、富岡町消防団による冬季夜警、民間警備会社による夜間警備の強化に取り組むとともに、交通事故防止の周知、それから道路照明灯の修繕を実施してございます。道路照明灯の整備進捗率は現在86.5%であり、夜の森公園周辺の道路照明灯は令和4年度工事として進める予定であります。

次に、12ページを御覧いただきたいと思います。12ページは、立入り規制緩和後の対応について掲載いたしました。ゲート及びバリケードの撤去につきましては、2月末時点で69.5%となり、立入り規制緩和後3か月間で適用する予定でございましたが、年度内の完了を目指すと、調整を再調整いたしました。また、危険家屋等への対応としましては、現地を確認し、それぞれ対応しております。

次に、13ページ、準備宿泊に向けてを御覧いただきたいと思います。準備宿泊のしおりにつきましては、準備宿泊開始決定後に印刷、製本、配布の予定で準備を進めてございます。こちらは資料2-2となっておりますので、ご確認いただければと思います。

最後でございますが、今後のスケジュールについて説明いたします。本日、全員協議会で提案、説明させていただいておりますが、議員各位のご理解をいたいた際には、後ほど国との最終協議を進めたいと考えてございます。準備宿泊開始の決定後でありますが、3月14日には準備宿泊対象者にご案内通知をさせていただき、3月22日にはコールセンターの開設と受付、しおりの発送、上水道の給水受付開始を、4月1日には全町民に準備宿泊開始の周知を、4月3日から8日のいずれかで準備宿泊希望者の説明会を、そして4月11日の準備宿泊開始を迎えると考えてございます。また、平成28年度に実施した特例及び準備宿泊の際に挙げられました個々の線量管理、それから宿泊者の公表についてでございますが、準備宿泊1か月後となる5月下旬または6月上旬頃に積算線量測定結果と行動記録との照らし合わせや健康状態の確認とともに、宿泊者同士の顔合わせの機会を設けることで調整をしております。町としては、議会定例会のご質問に応えた形でありますが、準備宿泊の開始時期を大型連休頃が理想といたす中、その後に聞き及んだ地域住民の皆様の一日でも早い準備宿泊の開始を念頭に、可能な限り前倒しできる工程をもって準備宿泊に係る関係機関と調整を進めてまいりました。その結果、本日、令和4年4月11日と提案できるようになりましたので、議員各位のご意見をいただきたいと思います。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。またこれもちょっとページを追っかけるのには無理あるのかなと思うのだけれども、あえてページを追っかけます。3ページ、ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 4ページ、ありませんか。4ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 5ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 6ページ、ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 7ページ、ありませんか。

4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） 7ページの準備宿泊希望者のうち、線量測定、町で独自にやられた結果の数値だと思うのですが、私の自宅も解除のときはフォローアップということで、環境省からは担当者から一度除染後ではなくて、ある程度通知もしくは連絡があって敷地内の立入りしますよみたいな報告があったように記憶しております。ただ、町では、準備宿泊希望者の宅地、敷地内に立ち入る際には何らかのきちつとした地権者とコンタクトを取られた上での測定をされているのか、また測定結果、測定後にクレーム等はなかったのか、その辺をお聞きしたいのですが。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） お答えいたします。

今回、準備宿泊を開始するに当たって、線量測定というものをやはりやっておかなければならないだろうということで急遽今回行ったところでございまして、敷地には立ち入らずに、敷地と道路との境界、そちらの部分を中心に測定をいたしました。主に進入路と言われているところかと思いますけれども、そういうたとえの線量を確認いたしたところでございます。なお、宅地内の線量等で不安のある方については、今後も環境省としっかり連携を図りながらフォローアップ除染につなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 8ページ。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。上水道の関係でちょっとお伺いします。

今現在で1路線、まだ復旧が終わっていないというような情報なのですが、その中で4ページで準備宿泊希望者の水道復旧を希望される方、52世帯の方がいらっしゃるのですが、ここに関係する方はいらっしゃらないのかというところと、以前は外を配管通しても水を供給するようにしますよというお話をあったと思うのですけれども、その辺りのお考え変わっていないかの確認させてください。

○議長（高橋 実君） 誰かな。住民課長かな、都市整備課長かな。

都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） お答えさせていただきます。

こちらの世帯、メーター数としては、アパートが1棟ありまして、そのほか19棟の戸建てがありました。現在、こちらの方については、準備宿泊の申出は出ていないということでございます。また、もし準備宿泊の申請が出た場合については、近くのところから仮設配管でもやるということで予算を措置しているそうでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 10ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 11ページ。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。道路照明灯の整備につきまして、現在復旧中というところで、進捗率86.5%ということになっていますが、これ100%になるのは年度内なのか、準備宿泊開始前までなのか、その辺りのところを教えてください。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） お答えさせていただきます。

こちらの照明につきましては、年度内の工事として進めていますので、現在もう少し進捗上がっておりまして、もう来週、再来週あたりにはほぼ100%になる予定で進んでおります。

以上です。

○議長（高橋 実君） 11ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 12ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 13ページ。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 下の今後のスケジュール予定の4月3日から4月8日で準備宿泊を希望する方への説明会とあるのですが、52名を富岡、いわき、郡山、3回やるということで、どうせやるのだったらば準備宿泊を希望する方だけではなくて、今回の復興拠点、来春解除予定の復興拠点の中の住民であれば、話を聞いてみたいなという人がいれば別に拒むものでもないのかなと思うのです。説明を聞いて、ああ、俺も準備宿泊したいなと思う人が出てくるかもしれないのに、ここは枠をはめないで、復興拠点内の人としてはどうかなと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 13ページの資料の表現では準備宿泊を希望する方へとなっておりますが、私たちの意図としましては、立入り規制緩和後に除染の同意が進んだということもあり、このしおりを見て、また雰囲気を見て宿泊しようかなと検討される方がいるかと思います。よって、このダイレクトメール、それからしおりは全対象者には配布させていただきますので、この52世帯だけとは考えてございません。3回ともオープンでいきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） ありませんか、あと。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 1ページから13ページまで、聞き忘れた人いたらば。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 3ページの聞き漏らしです。質問漏れです。5番目のインフラの整備状況を総合的に判断しということで、4月11日から準備宿泊開始となっていますが、ちょうど夜の森は桜の名所ということで、本来であれば4月10日から20日くらいが一番もう桜がいい時期だったのかなと思うのですが、近年かなり早く、もう4月11日だとかなり満開が終わってという状況が見られているのかなと思うのです。そういう中で、今年度もかなり暖かいのかなと思う状況の中で、町が準備するのに4月11日というのが最先端だったのか、その辺ちょっとお聞かせ願いたいです。もうちょっと早められるのであれば、1週間でも10日でも早めれば桜にマッチングできるのかなと思うのですが、人生の一大事ですから桜云々の状況ではないと思うのですが、せっかくの機会だと思いますので、その辺のちょっとスケジュールを教えてください。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） ご質問ありがとうございます。まさにゴールデンウイーク前という形で想定はしておりましたが、どれだけ前倒しできるかということで国との調整をさせていただきました。まず、本来ですと原災本部決定という形でございますが、本日、副本部長がご臨席いただいた内容を既に分かっているということなので、ご了承いただければ本日中には決定という運びになり、それで2週間ほど短縮することができました。また、ダイレクトメールの準備もさせていただき、しおりも準備させていただくなど着々とやっていく中、一番短縮に難しいかどうかというのを調整したのが水道でございます。こちらもようやく3月22日と、受付開始となったことから前倒しが可能となりましたが、どうしてもその輸送というか、輸送物が一番離れている方で1週間程度かかってしまうという部分があります。そこが一番問題となりまして、そこから説明会が今のところ最短で3日からスタートしたいと考えておりますので、どうしてもその桜の、意識はしておったのですが、最短で、最速でこの4月11日となったものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 今、企画課長から丁寧な説明ありがとうございます。そうだとすれば、もう当然5月の連休前後くらいからという話が約1か月近く前倒しになったということで、すばらしいことだと思いますので、ぜひ準備宿泊成功するように、ご期待しておりますので。ご苦労さまでした。終わります。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。2点ほど。

まず1点目は、今回準備宿泊が始まる前に5か所ぐらい企業団の協力で無料の水道場所を今造っています。ただ、問題はその水道の使用は住民または富岡町民がこれから準備宿泊に使うためのものであって、ただ業者も入ってきます。使うなとは言いませんが、その点の配慮はもちろんしていただくように各関係する部署の方は通達をお願いしたいということと、もう一つは7ページの、ちょっと戻るのですが、賠償、例えばホテル代とか交通費あるのですが、ホテル代は上限8,000円というのは分かるのですが、それ以外については上限的なものが目安出ていないのですが、これは今町民も、多少遠いところからいらっしゃっている方たちも本当出発点から請求していいのか、それとも実際的に上限ここまでですと言われるのか、そういう状況が分からぬので、いざとなって戸惑うのであれば困るので、やっぱりその点ははっきり明記できるような補償体制というのをしてほしいし、逆に先ほども原子力発電所等に関する特別委員会で出たのですが、その賠償という感覚が、これで終わってしまうと困るので、あくまでもこれは準備宿泊の交通費というか、そのもろもろに対してということでちゃんと割り切っていただくようにご指導というか、お話、協議をしていただくことはできますか。

○議長（高橋 実君） 1問目は誰が答弁。水道。

都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） お答えさせていただきます。

こちらの給水所の設けたところにつきましては、我々都市整備課としては道路パトロールの中で見ることと、あとは生活環境課には消防団の巡回のときに見ていただくこと、こういうところで、まずは寒い時期であれば、不凍結栓はついているものの、そういうところの漏水がないかどうか、そういうのを見ながら、あと使用状態も確認しているところでございます。なおかつ、今後ともそういうところで十分注意しながら周りを見ていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 2問目は。

住民課長。

○住民課長（猪狩 力君） 今回の準備宿泊の中での交通費の関係につきましては、記載のとおり賠償で宿泊費の8,000円上限ということでございます。ほかには移動して来られる場合、遠くから来られるというようなことで、電車を使った場合またはタクシー等ありますけれども、そういった宿泊については上限がございますけれども、移動してくる際の電車等のものにつきましては実費ということ

で、こちら大変申し訳ありませんが、領収書等の必要になってくる部分がございます。なおしおりの中におきましては東京電力にまず確認ということでの誘導をさせていただいて、その中でご確認いただきたいと考えてございます。また、この一時立入りの賠償につきましては、現時点でも行われているものの中でございますので、既にご活用されている方もいらっしゃるということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかに。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。すみません、質問漏れで申し訳ありません。私も賠償でちょっと1つお聞かせください。

一時立入り1回につき前泊、後泊と2泊までは出るということは承知したのですが、普通の一般立入りの賠償であれば月に何回が上限とか、年に何回の上限枠があったかと思うのですが、今回の準備宿泊についての、一時立入りができる賠償の対象になる回数の上限というものはあるのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 住民課長。

○住民課長（猪狩 力君） こちらの賠償につきましては、年間30回を基本としているということです。なお、この30回を超えるということになりましたら、東京電力の確認の中では、ご事情に伴ってこのようなことでの回答をいただいているところです。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにありませんか。ある人、手挙げてみて。

4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） 手短に。上下水道とかの復旧状況は説明いただいたのですが、防犯、防火。防火の観点で、もし以前の、何か既に環境整備されていますよということならいいのですが、消火栓の状況はどのようにになっているのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 消火栓の状況につきましては、大半が整備はされているところでございますが、細かいところ今ちょっとデータがないので、後ほど回答ということでよろしいですか。後ほどお示ししたいと思いますので。

○議長（高橋 実君） 責任持って確認して、4番、渡辺正道議員ないし必要な方に通達出してください。

生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 帰還困難区域の消火栓につきましては、水道企業団で常時点検等をしておりまして、水道が通れば使える状態になるということで承っております。ご理解をよろしくお願いします。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） やはり準備宿泊の7ページの、ホテル等での一時宿泊となっているのですけれども、前回は町から補助をしていただいてホテルとか利用したのですけれども、今回はどうしてそういうことにならなかったのかなということと、東電に賠償といつてもなかなかお年寄りの方は何か不便を感じるのではないかなと思って、私準備宿泊のときホテルを利用したときに大変ありがたかったのを覚えております。1泊2,000円くらいかな。でも、今富岡はとても変わっていて、お泊まりするところが結構増えていますよね。そういうのもやはり町民に見てもらうのもいいのではないかとは考えたのですけれども、こういう感じになるとやはり町外に泊まる方もいらっしゃるということになるのですよね。これは限定して宿泊先は富岡とはなっていないので、案内するとはなっていますけれども、何かその辺はどうしてやっぱりできなかつたのかなということをお聞きしたいのですけれども、よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 住民課長。

○住民課長（猪狩 力君） お答えいたします。

前回の準備宿泊の際につきましては、宿泊する箇所がほかになく、住民の方の宿泊の負担軽減、安全確保というようなことで1棟を手配しまして、そこで活用していただいたという状況でございます。今回につきましては、今議員がおっしゃったように、町内にホテルがかなり、10棟ほどございまして、その中で1棟を決めるのではなく、利用者の方がその中でホテルを選んでいただいて宿泊していただくという選択はあるというようなことで、そんな形で考えました。また、今回賠償という形ですが、今回のこういった状況を鑑みて、東京電力に賠償の中で責任を負っていただくということと、過去にあった賠償とは別に平成30年から新たな賠償で一時帰宅の賠償があるということでございますので、その中で個人負担も含めて全て賠償で請求していただくことで町は考え、東京電力に確認し、決定させていただいたところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 3番議員はいませんか。

○3番（佐藤啓憲君） はい、ありません。

○議長（高橋 実君） では、全員質問は終わったね。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） では、説明が終わりました。これをもって質疑を終了しますが、私はもとより、全員がよく、この件に関しては十二分に論争をしたでしょうから、採決するわけではないのですけれども、やはり町民主体の案件なものですから、議会としては全員4月11日に標準合わせて協力ということでおろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） ありがとうございます。

それでは、町長、それに対しての発言があれば。

町長。

○町長（山本育男君）　ただいま準備宿泊の開始について、議員全員の皆さんのご賛同を得たものと 思います。誠にありがとうございます。町としましては、早々に準備宿泊の開始目標を掲げ、その実 現に向かって国や県、関係機関が一丸となって取り組んでまいりました。また、議会においても現地 調査を精力的に行っていただきなど、様々なご意見をいただき、ご指導をいただいてまいりました。 町としましては、令和5年春の避難指示解除を目指す約1年前のこの時期は、宿泊されることで見い だされる課題を整理して、その結果、その課題に丁寧に向き合う機会であると捉えているとともに、 帰還を望む方々の清掃や住宅の修繕、事業再開の検討など加速がされるものと、それから特定復興再 生拠点区域内での一筋の光明が見いだされるものと期待しております。くしくも提案いたしました準 備宿泊開始日は、ふるさとを離れてから11年と1か月目に当たります。宿泊を希望される方にとって は喜びと不安が入り交じる中での宿泊となりますので、今後も関係機関とともにコミュニケーション を図る取組を進めてまいります。また、安心して生活できるよう、引き続き除染や解体工事、防犯、 防火対策の取組等を進めてまいります。

本日、全員協議会終了後、速やかに準備宿泊開始日を令和4年4月11日として国との日程協議を進 めてまいりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願ひいたします。本当にありがとうございます。

○議長（高橋 実君）　続いて、原子力災害現地対策副本部長、辻本さん、よろしくお願ひします。 辻本副本部長。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（辻本圭助君）　まず第一に、震災から10年を超え、11年 目を迎える中で、いまだ避難指示が継続しているということについて改めておわびを申し上げます。

そうした中で、本日、復興拠点準備宿泊について富岡町議会の皆様からご指摘をいただいたと思います。また何よりも町の事務方の皆様、大変精力的なご検討をいただいたと思います。また、除染についても、環 境省にも大変お世話になりました。また、水道企業団の方も大変ご苦労をいただいたと思います。そ ういった中で、準備宿泊を始めていただく準備が整った日にちが、これから町長との協議というプロセスはさせていただきますけれども、具体的に決まりつつあるということ、大変ありがとうございます。冒頭の町長のご挨拶にもございましたけれども、準備宿泊をする中でまた多くの課題が 出てくると思っております。準備宿泊自体は、その課題に向き合う期間だとも思っています。その課題 を出次第一つ一つ確認させていただいて、解決できるものはとにかく一つでも解決していくという形 について、町の執行部とも連携をさせていただき、また国側でできるものは全部しつつ、東京電力に やっていただく部分についてはしっかりと東京電力に我々からも指導をお願いしつつ、とにかく避難 指示解除がしっかりとできるような、そういう準備をこれから進めていければと思っております。

本日はどうもありがとうございました。

○議長（高橋 実君） 次に、福島県を代表しまして、避難地域振興局総括主幹兼副課長の松浦さん、一言よろしくお願ひします。

○福島県避難地域振興局避難地域復興課統括主幹兼副課長（松浦 晃君） 福島県避難地域復興課の松浦です。本日は、議会の皆様につきましては非常に慎重なご審議をいただきまして、ありがとうございました。本日、準備宿泊に向けての協議が調いましたこと、福島県としても非常にうれしく思っております。準備宿泊は、今お話をあったとおり、課題を見つける場でもありますので、県といたしましても引き続き皆様と協力しながら、しっかりと避難指示解除に向けて頑張ってまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

以上をもちまして、付議事件2、特定復興再生拠点区域におけるふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊についてを終わります。

説明員の入替えのため、暫時休憩します。

休 議 (午後 2時34分)

再 開 (午後 2時36分)

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、付議事件3、国道6号以東（帰還困難区域）の土地利用の考え方についての説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） それでは、引き続き付議事件3の期間困難区域内の国道6号東側の土地利用の考え方についてご説明をさせていただきます。

本日の案件につきましては、昨年12月の全員協議会におきまして、農地所有者のアンケート結果に基づきまして土地利用の方向性についてご説明をさせていただいた案件でございます。本日は、改めましてこれまでの府内での検討を踏まえまして、対象エリアの地権者の意向を踏まえた将来的な土地利用の考え方についてご説明を申し上げます。

資料の説明につきましては、課長補佐の畠山より行いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 課長補佐。

○産業振興課課長補佐兼農業振興係長（畠山信也君） それでは、全員協議会資料3を御覧ください。

大きな1番、この地区の背景といたしまして、まずこの場所ですけれども、長年仮置場に利用されており、県内外の復興に大きく寄与しているところでございます。また、多くの地権者の皆様が解除の見通しすら示されていない特定復興再生拠点区域とならなかつた区域の皆様であり、このため震災前のような農地の保全や営農の再開は非常に難しいと認識してございます。

大きな2番、各種調査の結果の概要でございます。地権者の意向調査については、前回全協で示し

たものと同じでございますので、改めてのご確認をお願いいたします。

次に、簡易ボーリング調査の結果として、Aエリア6か所の地盤が強固であったことが分かりました。企業アンケートとしましては、イノベ俱楽部会員の企業など、71社へこの場所への取組への関心の有無を聞いたところ、最も多かった回答項目が「自社事業に至らなくても、復興、地域振興の一環として関心がある」ということとなりました。

次に、大きな3番として、この地区の土地利用を検討する上でのポイントを整理いたしました。まず、①、右に示しました帰還困難区域再生構想の土地利用に基づくこと。この区域は、商業活性化ゾーンと農用地活用ゾーンとなってございます。②番、特定復興再生拠点区域の農地につきまして、令和5年春を目標とする避難指示解除後に速やかに土地の利活用を図るために地権者意向を踏まえた検討が必要であります。このため、特定復興再生拠点区域の避難指示解除後の企業誘致などに向けまして、拠点区域とならなかつた区域も含むAエリアの土地利用の考え方について、拠点区域を中心としてお示しをいたします。③番、拠点区域とならなかつた区域につきましては、解除の見通しが不透明であり、今段階で具体的な土地利用の考え方を示すことが難しいところでございます。このため、町がB、Cエリアについて具体的ではなくともその考え方を示すことによって、解除に向けた糸口につなげたいと思ってございます。

この3つをポイントとしまして、大きな4番、現時点での考え方につきまして、①、Aエリアについて企業誘致に合わせた産業団地や企業の研究、拠点のためのオフィス立地での活用を基本とする、②、B、Cエリアにつきましては、①による土地利用の様子や除染解除に向けた状況、復興進捗具合などを勘案しながら、引き続き検討を重ねることといたします。なお、ここで示す考え方というものは、拠点区域の解除後の基本的な活用、それから拠点外区域の土地利用の将来的なビジョンであると捉えていただきたいと思います。

裏面を御覧ください。参考の1としまして、各種調査の結果を記載してございます。(1)、企業に対するアンケート。この区域への関心を聞いたものでございまして、上が短期的な関わり方、下が中長期的な関わり方を聞いた結果となってございます。(2)は、周辺の産業団地規模区画の割合を比較したグラフになってございます。(3)は、一般的に立地場所を選定するときに企業が重要視する項目を聞いた結果です。(4)は県内の業種別立地件数、(5)は地区別の立地件数となってございます。下段に参考の2としまして農地に関する規制、そしてその対応策をまとめました。結論から申し上げますと、復興整備協議会で同意を得た計画を公表することにより、農振除外、農地転用の許認可があったものとみなされ、滝川ダム建設補助金も返還を必要としない、弾力的な運用が適用されることとなります。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行いますが、これは1から4まで、裏の参考資料も関連しますので、一括で質問してください。ありませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 今説明いただきましたが、町としてはいろいろ考えを持って進めてくれているのだとは思っていますが、このAエリアの20ヘクタールが拠点内ということで、この辺はもう早急に答え出さなくてはならない地区なのかなと思うのですが、ここだけの答えではなくてAエリア全体の答えが出るのだろうと私は思っているのですが、タイムリミット、いつまで答えを出さなくてはならないか。私現状を見た限りでは、多分農地ももうすっかりフレコンなどを撤去して、きれいになっている場所が大分増えていると思うのです。とすれば、恐らく環境省は復旧して戻せば賃貸料も払うことなくなるために急いでいると思うのです。そういう意味で、タイムリミットいつ頃なのか。

あと、私最近気がついたのですけれども、みよしのところから小良ヶ浜地区に入っていくあの路線の、住所が新夜ノ森であっても北側が今回の拠点整備に入っていない。抜けているのです。これ私入っているとばかり思っていたのです。新夜ノ森、当初から困難区域とか解除区域とか分けるときに、行政区は割らないということで、多分この新夜ノ森の地区でも一部当初は抜ける状況があったのをそういう状況の中で全部入れて、今回除染全部行われたと考えているのですが、何でこちらだけ抜けてしまったのか。恐らく復興庁とのすり合わせだったのかなと思うのですが、その辺もお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 課長補佐。

○産業振興課課長補佐兼農業振興係長（畠山信也君） まず、私から1点目についてでございます。特にあの20ヘクタールの特定復興再生拠点区域、こちらを早期に示さなければならぬというのは議員のおっしゃるとおりでございまして、そのタイムリミットにつきまして、ここの仮置場になっているところの除染の状況とかを環境省に改めて確認をしたところです。そうしたところ、令和4年度におきましてある程度のフェンスなどを含めた撤去、若干一部令和5年度に除染の工事そのものも残る可能性もあるというところも聞き及んでいまして、逆に言うとその間は地権者には借りてもらえるのかなということも確認してございます。そういったところで、おっしゃるように、この拠点区域を中心として広がりを持っていきたいと思ってございまして、まずは多少の期間的な余裕がその分できたのかなと。除染あることによってですね。その間の時間も使って有効的に、具体的に土地の利用を考えていきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 2番目の拠点に含まれていなかった田んぼ、この件について説明させていただきます。

まず、拠点計画、復興再生計画を策定する際に、拠点の範囲をどのようにするかということで議論させていただきました。その中、ここの道路から北側の部分ですが、住居がないがゆえにこちらは外してしまったということがございます。こちらは復興庁の協議でこういう形になったということでございますので、ご理解いただきたいと思います。なお、こちらは平成30年3月に認定を受けた際にこ

のような形になっております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 区域に関してはそんな理解はしているのですが、建物がなかったということを抜けたってちょっと私不信に思っているのですけれども、外れであったゆえにそういう判断したのかなと思うのですが、それは今から前に戻してくれ、入れてくれといったって無理な話ですから、それは理解しました。

あと、このAエリアについては、今担当課の説明するとおりだとは思うのですが、ぜひ一日も早く、やっぱりきっちとした答えを出していただくことによって地権者もある程度安堵するかと思いますので、一日も早い最終的な答えを出していただきたいと。今補佐が言ったように、水路の除染とか、いろいろ除染しなくてはならない部分が一部残っているということで期間延長になる、その分はちょっとタイムリミットが遅れるのかなと思いますので、ぜひ環境省のすり合いをしっかりやっていただきたい。

あと、B、Cエリアに関しては、多分アンケートで執行部も十分承知の上だと思いますが、何を望んでいるか、そういうことを踏まえてぜひ早めに進めていただきたいと。多分要望があつて説明会、郡山、いわき、富岡で開く予定がありましたが、コロナで中止になったということで非常に残念なのですが、そういうある程度の答えを見たいという地元住民の声だと思いますので、ぜひその辺を理解していただければありがたいと思います。

○議長（高橋 実君） 課長補佐。

○産業振興課課長補佐兼農業振興係長（畠山信也君） ご意見とアドバイス、ありがとうございます。資料の大きな4番の中に掲げてありますとおり、拠点区域となっていない区域について具体的な土地利用と示すというのがなかなか難しくて、こういう表記が今のところの段階では精いっぱいのところだと感じておりますとおり、このようないくつかの表記になってございます。ただ、一方でこういったことを町が示すことによって国を動かすことにもつながるのかなというところで、解除に向けた糸口につなげるという記載をさせていただきました。引き続き、議会の皆様のお力をいただきながら進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。私からも、今回土地利用の考え方ということで、Aエリアにつきましては恐らく交付金等を使いながら造成される予定だとは思うところなのですけれども、B、Cエリアについて中長期的に検討をされるということで、交付金関係もそうですけれども、環境省の復旧工事、こちらについてはもう中長期考えるということで田んぼで復旧させるのか、そこを1点教えてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） まずはAエリア、拠点について方針を決定していきたいとは考えております。B、Cにつきましては、まだ避難指示解除が見通せない場所になっておりますので、仮に環境省で使わなくなつて返地ということになればまだ、その辺がありますので、先ということで一度農地に戻して、そこから土地利用について検討するようなこともあります、できるだけまずはAを埋めていって、それから東に進めるといいますか、B、Cについても活用ができるような状況を見いだしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。中長期的に考えて整備されるというのは全然問題ないかと思うのですけれども、こちらを一度農地に戻してしまって、やっぱりここを産業団地であつたり、そういうしたものに使いたいと、造成したいとなったときの交付金関係がその何年後かにもう、まだ復興予算が取られて使用できるのか、そういうところの心配もありまして今回質問させていただいているところなのですけれども、特にその交付金関係については、その何年後かにもし造成されるとても交付金等は交付していただけるのかというのまだ確認はされていないでしょうか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 現実的な事業に向かっていくという段階ではないので、交付金等々の活用についてしっかりと協議しているといったところではございません。加えて、現段階で復興創生に係る交付金等々、各種交付金等々がいつまで継続になるのかというところも明確にはなっておりません。一つ明確になっているとすれば、復興創生期間、第2次というところで、5年後までというのが一つ目安にはなっておりますが、その後何もなくなるのかというところもはつきりはしておりませんので、このことにつきましては、地権者の方々のご意向もございますし、それから社会情勢等々を鑑みてどういう使い方をするかというところも当然ありますので、そのときそのときに合致したような補助金、交付金等というのを交付それから受けられるような事業展開というところをまずは基本に計画を考えていきたいといったところになります。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。今回、やはり解除もされていないので見通せないというところを認識しております。この間小良ヶ浜行政区の役員会にも出席させていただいて、いろいろな苦労、行政区長であつたり役員の方たちの苦労も話を聞いてきました。その中で、やはり企画課で土地利用の考え方についての説明会を予定されておりましたが、そちらも残念ながら中止になつてしましました。そういう中で、行政区長もちょっと町と話したいなんていう、どういった使い方、利用の仕方をしていけばいいのだろうということで、悩まれていたというところもありますので、ぜ

ひ説明会等を開始されるときにはその前に行政区長ともお話ししていただいて、町の方針、解除に向けた糸口、そういうものの話もしていただいて、行政区長であったり役員の力になっていただければなと思います。

○議長（高橋 実君） この案件は、主体性を持ってやっていくのは産業振興課でいいのか。企画課でいいのか。どこなんだい。企画課でいいの。

企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 土地利活用関係については産業振興課でやっておりますが、今ほどのご質問は意見交換会という形でございますので、私から答弁させていただきたいと思います。

○議長（高橋 実君） どうぞ。

企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 今ほどご質問いただきました小良ヶ浜地区、それから深谷地区の方々を対象とする意見交換会を2月下旬にセッティングさせていただきましたが、残念ながらコロナの状況もございますので延期とさせていただいたところでございます。その開催に当たりまして、両区長ともちょっと相談させていただいて、まず1つが内閣府から昨年の夏に示された政府方針を一度皆さんにじかに説明したいということが1つ。それから2つ目が、環境省から外縁除染について丁寧に説明したいということが2つ。それを含めて、町としてこの土地活用についていろいろと意見を交わしたいということで企画させていただいたところでございます。区長ともそこの点については密に相談させていただいておりますので、中止ではなく開催延期としております。状況を見ながらまたその機会を設けて、区長と相談しながら開催を段取っていきたいと考えてございます。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 課長補佐。

○産業振興課課長補佐兼農業振興係長（畠山信也君） 区長はもとより、地権者の皆様のご意見というのが非常に大事なことだと認識しています。農地の地権者のご意向、ご意見を丁寧に聞いていきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。2回目でもいいですよ。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ちょっと確認させてもらいます。

質疑応答の中で、B、C地区に関しては、今からの状況を踏まえてでしょうけれども、農地に戻して返還した後にということもあるかと思うという答弁出たのですが、農地に戻したら恐らく地域住民が望んでいるような姿はもうほんないと思うのです。私は、そこを一番心配しているのです。農地に変換することのないように話を先々に進めていただきたいというお願いなのです。なかなか、今までの答弁聞いてのとおり、B地区、C地区に関してはまだ白地地区なもので、答えは出せないと思いますが、そういうことを行政全体でやっぱり含みを持って進めていただきたいと思うのですが、その辺

どうでしょう。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 先ほども避難指示が見通せないということで、農地に戻してからの整備ということで答弁させていただきました。確かにアンケート結果等によればほとんどの方が営農はやらないということの回答もありますので、環境省の返還時期というのもあるのですが、そういうところをしっかりと協議しまして、できるだけ後戻りのないような事業ができるように早めに町としての方針というのも決定できるようにしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 上郡の産業団地、あそこもういっぱい埋まったのかなと思ったらなかなか、あと4つが決まらないとか、ここ何がいいねとか、企業誘致に合わせた産業団地とかとこれ書いてあるのだけれども、やはり理想と現実、これは多少ギャップがあるのかなと。幾ら町がこういうものがいい、地権者がこういうものがいいと言っても、例えば莫大な交付金使って、それを何十億とやってまた造成したとしても、誘致企業がなかつたらどうなってしまうのとなってしまうこともあるわけだ。だから、やはり経済って需要と供給のバランスというのかな、この企業誘致だって例えば上郡の産業団地のような企業もあれば、農業関係のギガ団地というか、そういったのもやはり誘致の対象かなと。だから、広く物事を見て、固定概念というか、これでなければならないということでなくて、柔軟にやっていかないとやはりなかなかこういうものは難しいのかなと思うので。やはり国際研究の拠点、そういった中で、どこかがそれを誘致した場合に、富岡にこれだけの広大な農地があるとなれば、農業関係の研究もいいねとかいろんな話が出てくるのかなと思うのだよね。だから、その辺はあまり、あそこを土盛りして高さを上げて、上郡のようなものとばかり考えないで、柔軟性を持ってもいいのかなと思うのですが、その辺どうでしょうか。

○議長（高橋 実君） 先に産業団地の件、企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 今ほど産業団地の件がありましたので、まず企業進捗状況を説明させていただきたいと思います。

全体で24区画あります、今現在残っている箇所というのは2区画です。2つ区画残っています。立地の協定が締結済みが10社、それから今協定の準備しているのが2社ということで、12社となっておりまして、面積的には70%をクリアしていると。加えて、現在審査している企業がございます。それを含めるとほぼほぼ、9割までいけるかなという感じになっておりまして、職員の努力、それから国の補助金等々もありますが、そういう形で順調には来ているかと思います。さきの全員協議会において、ここのA、B、C含めて約144ヘクタールあるという農地を、例えば今ほどの産業団地という形になるとさすがに私も自信がないと答弁させていただきました。今回の拠点区域においては、20ヘクタールという部分があると産業団地等々の面積になるかなということになれば、もう一踏ん張りと

いう気持ちもないわけではございません。また、もともと農地であるということもありますし、以前議員からもご提案いただきましたメガ農業という形の部分もあるかと思いますので、多様な使い道はあるかと思います。こちらについては、しっかりと検討させていただきたいと考えてございます。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） ありがとうございます。こちら議員からあったように、こちらに記載してあります太田の産業団地のように、製造業とかそういうものだけをイメージしているものではなくて、B、Cにつきましても、農地に戻されていることもありましたが、例えば農産物の加工所なんかを誘致しまして、その東側については外部法人による農地利用なんていうのも踏まえて、できるだけ全体的に土地が利用されるという方向で検討はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 暫時休議します。

休 議 （午後 3時01分）

再 開 （午後 3時06分）

○議長（高橋 実君） 再開します。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして、付議事件3、国道6号以東（帰還困難区域）の土地利用の考え方について終わります。

説明者の入替えのため、暫時休議します。

休 議 （午後 3時07分）

再 開 （午後 3時15分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、付議事件4、農業用施設整備の進捗状況についての説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 引き続き、付議事件4の農業施設整備の進捗状況についてご説明をさせていただきます。

本施設につきましては、郡内で生産されたタマネギの集出荷を行う広域施設としまして、カントリーエレベーター西側に整備を計画しております。施設整備に当たりましては、これまで国、県との財

源調整や郡内生産者等のご意見を伺い、準備を進めてまいりました。本日は、これまでの協議や本年度実施しております実施設計の内容により受益面積及び整備工程に変更が生じましたので、その内容についてご説明をさせていただきます。

こちらの資料説明につきましても課長補佐の畠山より行いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 課長補佐。

○産業振興課課長補佐兼農業振興係長（畠山信也君） それでは、全員協議会資料の4を御覧ください。

これまでの進捗によりまして、昨年の全員協議会説明の時点から大きく2つの変更が生じました。まず、①、工程について、当初令和5年収穫分からの稼働でしたけれども、令和6年収穫に稼働することを前提とした極力早期稼働に変更となります。理由としましては、当初におきましては国の交付金の規制上、単年度完結の工程を設定しなければなりませんでしたけれども、現在実施中の設計によりまして造成工事と建築工事のそれぞれに必要となる工期が判明し、その工期を確保すると稼働時期を変更せざるを得ないためでございます。

2つ目の変更点、受益面積が50ヘクタールから80ヘクタールに増えた点です。こちらの理由は、広域的に運用する施設でございますけれども、各町村による詳細な作付積み上げ面積の精査の結果、右の表のとおりとなり、合計80ヘクタールとなったものでございます。80ヘクタールになったことで、当初の50ヘクタール規模を1つ、さらに30ヘクタール規模のものを造るとなると維持管理費の負担が大きくなることが想定され、その結果として負担分が生産者に向かうことを避ける必要があり、80ヘクタール規模に変更となったものでございます。

次に、変更後の工程表を中段に記載してございます。国の交付金の規制により単年度完結としなければならなかったところでございますが、設計におきまして造成工事に8か月間、建築工事に12か月間が必要と分かりました。それを踏まえて引き直した工程が変更後の欄になります。造成工事につきましては、議会の6月定例会または5月臨時会で議決をいただき、8か月間の工事、建築工事につきましては12月定例会または10月、11月いずれか臨時会で議決をいただき、12か月間の工事、その後の外構工事まで令和5年度中に完了させ、令和6年春の収穫に稼働する工程でございます。なお、生産者への影響を少なくするため、この工程が判明後すぐに生産者への説明を行いました。町内生産者には個別に訪問、郡内生産者にはタマネギ生産振興大会の席上でそれぞれ説明し、一定のご理解をいたいたいたことを申し添えます。

裏面を御覧ください。左上、位置図のとおり、整備の場所につきましてはカントリーエレベーターの西隣となります。また、どのような施設なのかについて、生産者からの荷受け後の処理工程として記載させていただいております。右側、こちら北側になりますけれども、①、タマネギの搬入から②、乾燥庫による乾燥、③、右下の選果ラインへの投入と丸数字の順番に処理されていき、最終的に中央上の⑪、貯蔵庫での貯蔵後出荷される流れとなります。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） このタマネギ乾燥施設に関しては、生産者から、いつになったら造るのだと
いうことで、大分私も耳に入っています。今現在では、大熊、双葉、まだ作付けしていないですから
そんなにはないのかなと思うのですが、浪江なんかは結構作付けしているのです。そういう中で、浪
江とか富岡の生産者から随分そういう話言われていたのですけれども、富岡、議会で賛成しないのか
なんていう話まで出てきていたのです。そういう中で、今畠山補佐から説明あったように担当課でき
ちっと説明済みだよということであれば、皆さん理解しているのだと思いますので、その辺はよかつ
たなと思います。変更後の工程ということで、これだけ明確に出てきていますので、後戻りないよう
にきちっと工程にのっとってやっていただくことを期待しております。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） ありがとうございます。まず、先ほどの説明もありましたが、生産
者につきましては、こちらの下段の日付で延期といいますか、延びますよということはご説明をさせ
ていただきました。こちら目標とします令和6年春、こちらで乾燥が始まれるようにしっかり調整を
して進めていきますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。いろんな今まで国の補助金、交付金利用した施設や
っていて、その都度交付金の規制で单年度完結工事というようなご説明あって、その後工期の延伸な
んていう話があった、国と調整したので工期延伸できますという話あったのですけれども、当初だと
やはり規制で单年度完結となっているのですけれども、変更後はかなり延びているのですが、交付金
の規制がなくなったのか、特別な何かあるのか、その辺しっかりご説明ください。

○議長（高橋 実君） 課長補佐。

○産業振興課課長補佐（大森研一君） お答えいたします。

今現在、言われているとおり、2か年にまたがっての工期設定というのは大丈夫なのかということ
なのですが、造成工事につきましてはもう申請が完了しております、4月からの着手ということに
なります。建築工事につきましては、申請もまだできていないような状況でございまして、そこから
協議という形になってございます。2か年にまたがる工程についてはまだ協議中ではございますが、
全体的な事業としての採択は受けておりますので、理由づけをしっかりしてやっていければ大丈夫と
いうことは聞いておりますので、そのように今からやっていきたいと思ってございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） 基本的に交付金の制度上、単年度になると思うのです。ということは、下手すると建築工事が令和5年度の単年度になる可能性あるのかなとちょっと感じてしまったのですけれども、そうすると今の話だと5月、ちょっとかなり厳しくなるのかななんていうところです。頑張って年度またぎできるよというのであればこの工程に乗るのでしょうかけれども、ちょっとその辺の不安があるので、しっかり詰めていただきて、建築工事の議案として出してくるときにまた単年度工事なんていう話が出ないように調整方をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 課長補佐。

○産業振興課課長補佐（大森研一君） ありがとうございます。しっかりと協議をさせていただきて、2か年にまたがって工期設定できるようにしたいと思います。

以上です。頑張ります。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして、付議事件4、農業用施設整備の進捗状況についてを終わります。

説明者の入替えのため暫時休議します。

休 議 (午後 3時23分)

再 開 (午後 3時24分)

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、付議事件5、町税の特例等に関する条例についての説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（志賀智秀君） それでは、付議事件5、町税の特例等に関する条例について、本案件は3月定例会に上程を予定しております富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和4年度の町税等の減免に関する条例及び富岡町福島県特定事業活動振興計画に基づく町税の特例に関する条例並びに富岡町福島県新産業創出等推進事業促進計画に基づく町税の特例に関する条例の新規制定条例案3件について、一括でご説明させていただきます。なお、富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和4年度の町税等の減免に関する条例案については、昨日、3月1日に開催されました国保運営協議会に諮問し、原案どおり承認との答申をいただきております。

詳細につきましては、資料に基づき篠田課長補佐よりご説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 課長補佐。

○税務課課長補佐（篠田明弘君） それでは、条例案についてご説明申し上げます。

まず最初、1ページです。富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和4年度の町税等の減免

に関する条例（案）の概要についてご説明いたします。令和4年度減免条例の主な概要としまして、①、固定資産税については、震災発生後、使用不能となっている帰還困難区域内の償却資産について、当条例に基づき申請により減免するものとしております。次に、②は軽自動車税です。帰還困難区域内で使用不能の状況にある軽自動車や二輪などの小型自動車について、当条例に基づき申請により減免するものとしております。③、国民健康保険税につきましては、（ア）、避難指示区域内の世帯は、所得に制限なく全額減免、（イ）、避難指示が解除された区域の世帯は、所得が600万円を超える上位所得層世帯を除いて全額減免、（ウ）、上位所得層については通常課税となります。④、介護保険料につきましては、（ア）、避難指示区域内の世帯は、所得に制限なく全額減免、（イ）、避難指示が解除された区域の世帯は、所得が633万円を超える上位所得層世帯を除いて全額減免、（ウ）、上位所得層については通常課税となります。⑤、当条例案の施行日は令和4年4月1日を予定しております。

2ページから3ページに条例案を掲載しております。

続きまして、4ページになります。富岡町福島県特定事業活動振興計画に基づく徴税の特例に関する条例（案）の概要についてご説明いたします。本条例の制定趣旨としましては、福島県復興再生特別措置法の規定により、特定事業活動振興計画に基づく特定事業活動施設等を新設、新たな設備投資や新たに土地、家屋を取得した場合、事業者に対して課する固定資産税の課税免除の措置を講ずるため、新たに条例を制定しようとするものです。条例の主な概要としまして、内閣総理大臣に特定事業活動振興計画を提出した日から令和8年3月31日までの間に特定事業活動施設等を新設した者に対して、当該家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に対する固定資産税を5か年度分のものに限り免除するという内容になっております。

こちら5ページから6ページに条例案を掲載しております。

続きまして、7ページになります。こちらは、富岡町福島県新産業創出等推進事業促進計画に基づく町税の特例に関する条例（案）についてご説明いたします。制定の趣旨としましては、福島復興再生特別措置法の規定により、提出新産業創出等推進事業促進計画に基づき、新産業創出等推進事業促進区域内において施設等を新設した事業者に対して課する固定資産税の課税免除の措置を講ずるため、条例を制定しようとするものです。条例の主な概要としましては、内閣総理大臣に新産業創出等推進事業促進計画を提出した日から令和8年3月31日までの間に新産業創出等推進事業施設等を新設した者に対しては、当該家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に対する固定資産税を5か年度分のものに限り固定資産税を減免するものとしております。

8ページから9ページに条例案を掲載しております。

説明は以上です。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんね。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。2番目、3番目の減免措置につきまして、富岡町に

進出しやすくなるためにはすごくいいと思っているところなのですけれども、減免に当たって交付税措置とかというのはあるのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 税務課長。

○税務課長（志賀智秀君） 交付税措置はございません。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして、付議事件5、町税の特例等に関する条例について終わります。

次に、その他に入りますが、執行部からありますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 議員からありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） ないということですので、以上をもちまして富岡町議会全員協議会を閉会といたします。

閉会 (午後 3時31分)